平成２４年（フ）第４９号
大分県国東市国東町小原114番地、申立前の住所大分県宇佐市大字富山100番地
債務者　吉岡　利泰
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第３０２号
宮崎市恒久南３丁目14番地11　リベットハウス207号
債務者　夏田　敏彦
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２７６号
盛岡市手代森９地割64番地２　介護老人保健施設康楽苑、住民票上の住所盛岡市向中野２丁目５番５―303号
債務者　田屋　孝司
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２８８号
盛岡市仙北３丁目21番４号　キララＢ―201号
債務者　一方井彊子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第６０９号
神奈川県伊勢原市石田839番地の３
債務者　小川　尚春
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４０５号
相模原市南区下溝94番地８　プリンスコーポザマ105
債務者　外山　紘子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２１１号
神戸市西区水谷１丁目15番２―102号
債務者　川上　尚美
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２１５号
兵庫県明石市二見町東二見1034番地の14
債務者　地行　義和
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２２２号
神戸市西区伊川谷町有瀬1057番地の３　201号
債務者　南　真砂雄
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２２３号
兵庫県明石市大明石町１丁目２番35―407号、前住所兵庫県明石市大明石町１丁目12番３号ヴェルビュ明石駅前1106号
債務者　西岡　　實
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２２８号
神戸市西区学園西町７丁目１番地737―108号
債務者　得田　公一
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２３１号
兵庫県明石市魚住町鴨池12番地の３　ベネフィス鴨池Ⅰ―305号、前住所兵庫県明石市魚住町鴨池６番地の１　ロイヤル魚住Ⅱ202号
債務者　浜口美智子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２３２号
兵庫県明石市魚住町鴨池12番地の３　ベネフィス鴨池Ⅰ―305号、前住所兵庫県明石市魚住町鴨池６番地の１　ロイヤル魚住Ⅱ202号
債務者　辻村　亜里
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２３６号
神戸市西区伊川谷町有瀬1567番地の13　７―104号
債務者　工藤　典子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２４０号
神戸市西区玉津町今津192番地の１　ビリーブタウンＢ―201号、前住所神戸市西区狩場台５丁目５番地の107
債務者　阪野　健一
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
山口県萩市大字椿東2198番地28
債務者　金子三紀子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
山口地方裁判所萩支部